

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木マネジメント部まちづくり推進局建築課において閲覧できます。

平成二十七年七月十日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

平成二十七年四月二十八日奈良県指令建第九四一八〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成二十七年七月三日建第八四九四号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市大軽町二三一番の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市四条町二八〇番地の二

松岡昭好